

社会福祉法人神愛会
有料老人ホーム 深和ホーム
施設管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神愛会（以下「神愛会」という。）が設置する有料老人ホーム深和ホーム（以下「深和ホーム」という。）の施設の利用を適正ならしめ、もって入居者の生活の便宜を図るとともに、相互責任、相互依存の思いをもって、施設内の人間関係をより充実せしめるために、その管理事務の基準を定めることを目的とする。

(入居定員)

第2条 入居者の定員は50名とする。

(管理運営)

第3条 深和ホーム入居契約書(以下「入居契約書」という。)第2条第1項に規定する居室（以下「居室」という。）及び同条第2項に規定する共用部分（以下「共用施設部分」という）の管理運営は神愛会が行う。

(入居者の責任)

第4条 入居者は、入居契約書に規定する居室及びこれに付属するバルコニー(以下「一般居室部分」という。)については、この規定の定めるところに従って使用することができる。共用施設部分については、この規定の定めるところに従って、他の利用者と共同して利用しなければならない。

(施設長の任免)

第5条 理事長は、理事会の議を経て、施設長を任免する。

(職員の任免)

第6条 理事長は、施設の管理運営上の諸業務を円滑に遂行するために、施設長以外の職員を直接任免する。

(管理事務の区分)

第7条 施設長は、深和ホームの管理事務を遂行するために、事務組織をその所掌の区分に従い、事務、生活支援、看護及び調理に区分する。

2 施設長は、各施設の管理責任者を定め、その管理を行う。

(事務組織の協同)

第8条 前条の事務組織を分掌する者は、施設長の統率のもとに系統的にかつ権限に従って管理事務を分掌するとともに、相互の連携を計り、すべて一体として事務機能を発揮するように努めなければならない。

第2章 事務の所掌に関する事項

(所掌範囲)

第9条 事務の所掌範囲は次の通りとする。

- ①一般事務 入居者カードの整理保管、管理費・室料・食費その他の費用請求事務、その他庶務に属する事務。
来客・見学者・宿泊客の応接。
行事及び教養文化活動の企画・立案、広告宣伝の事務。
その他、生活支援、看護、調理の所掌に属さない事項。
- ②施設の管理 建物付帯の電気、給排水、冷暖房換気設備の維持及び運転。
- ③備品の管理 深和ホーム備付の家具、什器及び備品の管理。
- ④補修(改修) 深和ホームの建物の設計施工に起因する施設の補修・改修。(但し一般居室部分につき入居者に起因する場合を除く。)
- ⑤清掃 一般居室部分を除く深和ホーム建物及びその周辺の清掃。
- ⑥防火・防犯 防災・防火訓練の立案及び指導、外来者のチェック。

(生活支援の所掌事項)

第10条 生活支援の所掌範囲及び権限は次の通りとする。

- ①第16条に規定する介護保険利用に伴う要介護認定、及び居宅介護支援事業者等の在宅サービス利用支援に関する事項。
- ②第17条に規定する生活支援に関する事項。
- ③生活相談、生き甲斐、就労、余暇利用、法律問題等に関する相談。
- ④必要に応じた通院等の付添・送迎に関する事項。

(看護の所掌事項)

第11条 看護の所掌範囲は次の通りとする。

- ①健康管理 健康相談、栄養相談、診察・入院援助

(調理の所掌事項)

第12条 調理の所掌範囲は次の通りとする。

- ①食堂運営 週間献立表の作成、年1回の嗜好調査、3食の調理・給食。

第3章 共用施設部分の利用に関する事項

(共用部分の範囲と管理)

第13条 共用施設部分とは、入居者が利用できる次の施設をいう。

- ①休養室
- ②食堂
- ③図書室
- ④コミュニティルーム
- ⑤談話室
- ⑥トランクルーム
- ⑦外来者用宿泊室(ゲストルーム)
- ⑧大浴場
- ⑨洗濯室
- ⑩喫茶コーナー(5階)
- ⑪廊下
- ⑫塵芥集積場
- ⑬農園

2前項の共用施設部分のうち、②、④、⑤、⑥、⑦を利用する際は、事前に申し出なければならない。

(共用施設部分の利用時間)

第14条 共用施設部分の利用時間は、次の通りとする。

- | | | |
|-----|----|---------------|
| ①食堂 | 朝食 | 7時30分～8時30分 |
| | 昼食 | 11時45分～12時45分 |
| | 夕食 | 16時45分～17時45分 |

下膳は、18時00分までに終了するものとする。

食事時間以外の使用時間は、21時00分までとする。

21時00分以降の使用は、事務室に申出なければならない。

- | | |
|------------|--------------------------|
| ②図書室 | 9時00分～21時00分 |
| ③コミュニティルーム | 9時00分～21時00分 |
| ④談話室 | 9時00分～21時00分 |
| ⑤喫茶コーナー | 9時00分～21時00分 |
| ⑥トランクルーム | 9時00分～21時00分 |
| ⑦大浴場 | 17時30分～22時00分 |
| ⑧洗濯室 | 5時00分～21時00分 |
| ⑨外来者用宿泊室 | 15時00分～翌日12時00分(長期滞在者は別) |

なお、原則として22時30分から翌朝5時00分までの外出は、警報装置解除のため事務所に申し出なければならない。

(共用施設部分の利用料)

第15条 共用施設部分のうち、トランクルーム及び外来者宿泊室については、別に定める使用料金を

支払うものとする。

第4章 生活支援に関する事項

(介護保険サービス利用に関する支援)

第16条 入居者が介護保険による在宅介護サービスを必要とする場合は、要介護認定に関する事項、及び居宅介護支援事業者等の在宅介護サービスの利用が適切に行われるよう支援するものとする。

(生活支援サービス)

第17条 生活支援サービスは、次の内容で行い、有料とする。

- ①体調不良等によって洗濯できない入居者に対する洗濯。但し、シーツ類等大きいものは、クリーニング店に出すものとする。その場合のクリーニング料金は入居者の負担とする。
- ②体調不良等によって清掃できない入居者に対する居室清掃。
- ③体調不良等によって食堂で食事を摂れない入居者に対する居室への配食。
- ④入院または通院のための施設車両による送迎および付き添い。
- ⑤容態説明や医療相談が必要な場合の看護職員による通院付き添い。
- ⑥納税・買物等日常生活の代行。

第5章 医療に関する事項

(健康診断)

第18条 入居後1年に2回の健康診断は、愛の園嘱託医 中北医師が担当します。
この場合の費用は有料とする。

第6章 食費に関する事項

(食費)

第19条 食費は、朝食、昼食、夕食のそれぞれにつき、物価の状況・変動を勘案し、入居者及び外来者の区分に従い別にその価格を定め、入居者に公示しなければならない。

2 入居者が食止めまたは来客の食事の申込をする場合には、2日前までに、事務所に欠食届または来客食事申込書を提出しなければならない。

第7章 管理費等の支払方法に関する事項

(預金口座の開設)

第20条 入居者は、管理費、室料、食費、トランクルーム使用料、給湯費、その他の諸費用を自動引

落の方法をもって行うため、紀陽銀行朝来支店に、各自の預金口座を開設しなければならない。

(諸支払の引落期日)

第 21 条 前条の諸支払の決済方法は、毎月末締切、翌月 20 日支払とし、銀行口座自動引落決済とする。

第 8 章 補則

(規程の改定)

第 22 条 この規程は、運営懇談会の意見を聴取したうえで、理事会において改定する。

1999 年 4 月 1 日改定

2004 年 11 月 20 日改定

2007 年 2 月 3 日改定

2009 年 7 月 8 日改定